

河川と海岸の安全のために

～ 国土交通省職員等による信濃川下流の安全利用点検を実施します～

信濃川下流河川事務所では例年、利用機会の増えるGW前と夏休み前に「河川と海岸の安全利用点検」を実施しています。

4月に実施したGW前の点検に引き続き、事務所管内の**7箇所**について2日間にわたり、信濃川下流河川事務所職員と公園等施設管理者と共同で、夏休み前の安全利用点検を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

市民の皆様安心して河川や海岸を利用していただき、急な増水による水難事故等を防止するため、河川や海岸の公園等の施設について、利用者にとって「安心して利用できる水辺になっているか」「危険な箇所が潜んでいないか」などの観点で点検を実施します。

今回の点検で発見された危険な箇所については、管理者が夏休み前までに対策を講じます。

記

日 時 : [1日目] 令和2年6月24日(水) 9:15～15:00 (小雨決行)

[2日目] 令和2年6月29日(月) 10:00～13:45 (小雨決行)

点検箇所 : 別紙-1のとおり(7箇所で開催)

工 程 : 別表-1、参考図-1～7のとおり



見通しの悪い河川敷の点検



海岸の波消しブロックの点検



やすらぎ堤の点検

■注意事項

1. 順次点検を行うため、時間が前後することがあります。点検は徒歩で実施するため動きやすい服装でご参集下さい。また、小雨決行のため、雨具の準備をお願い致します。
2. 取材にお越しの際は事前にご連絡をいただきますようお願い致します。
3. 新型コロナウイルスへの感染拡大防止の観点から取材の際は、マスクの着用をお願いします。

<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

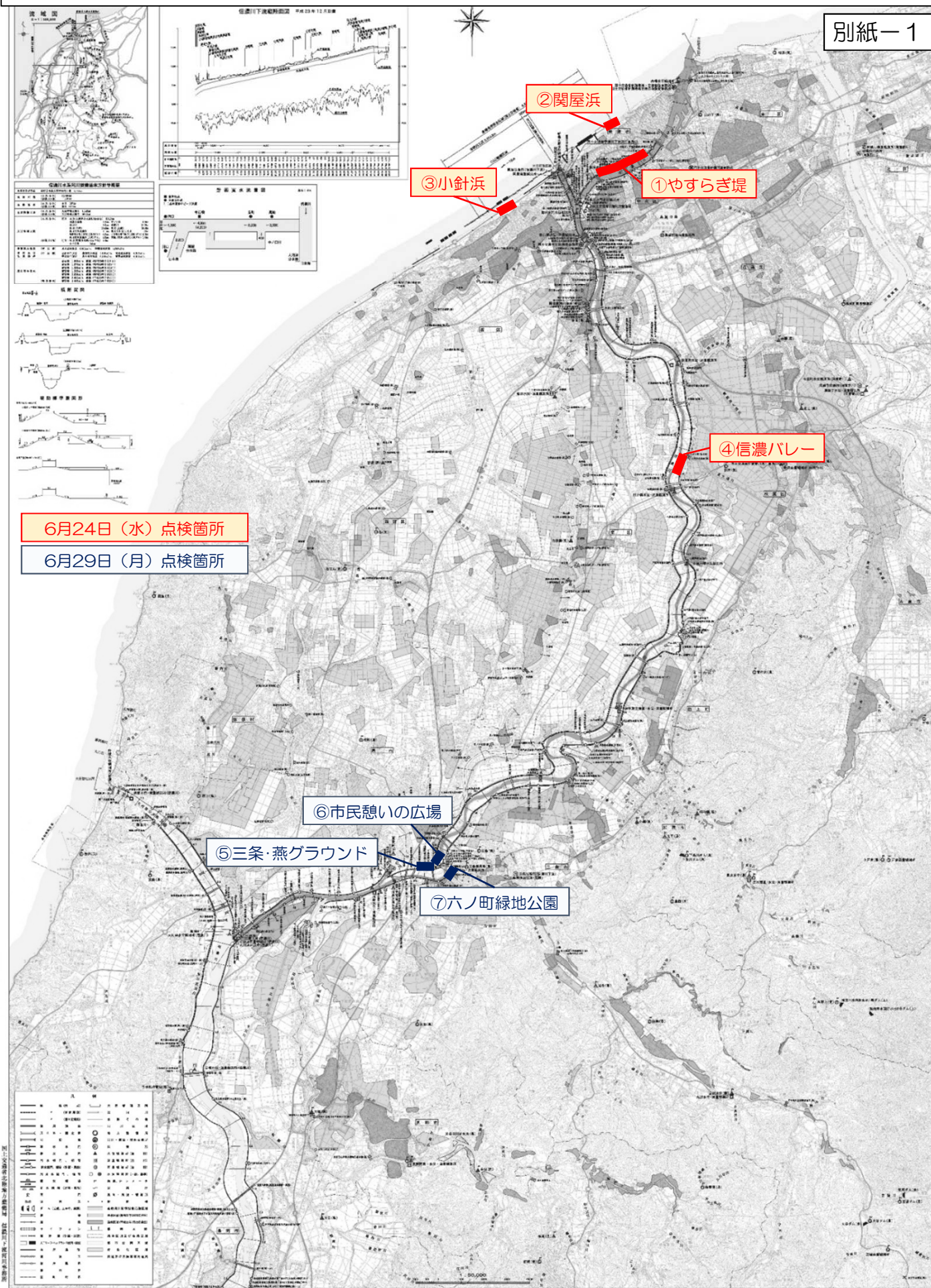
副所長(技術) 村田 文人、管理課長 木伏 重男

TEL (025) 266-7131 (代表) (025) 266-7291 (直通)

FAX (025) 266-7105 (代表)

令和2年度 河川と海岸における安全利用点検箇所(夏休み前)

別紙ー1



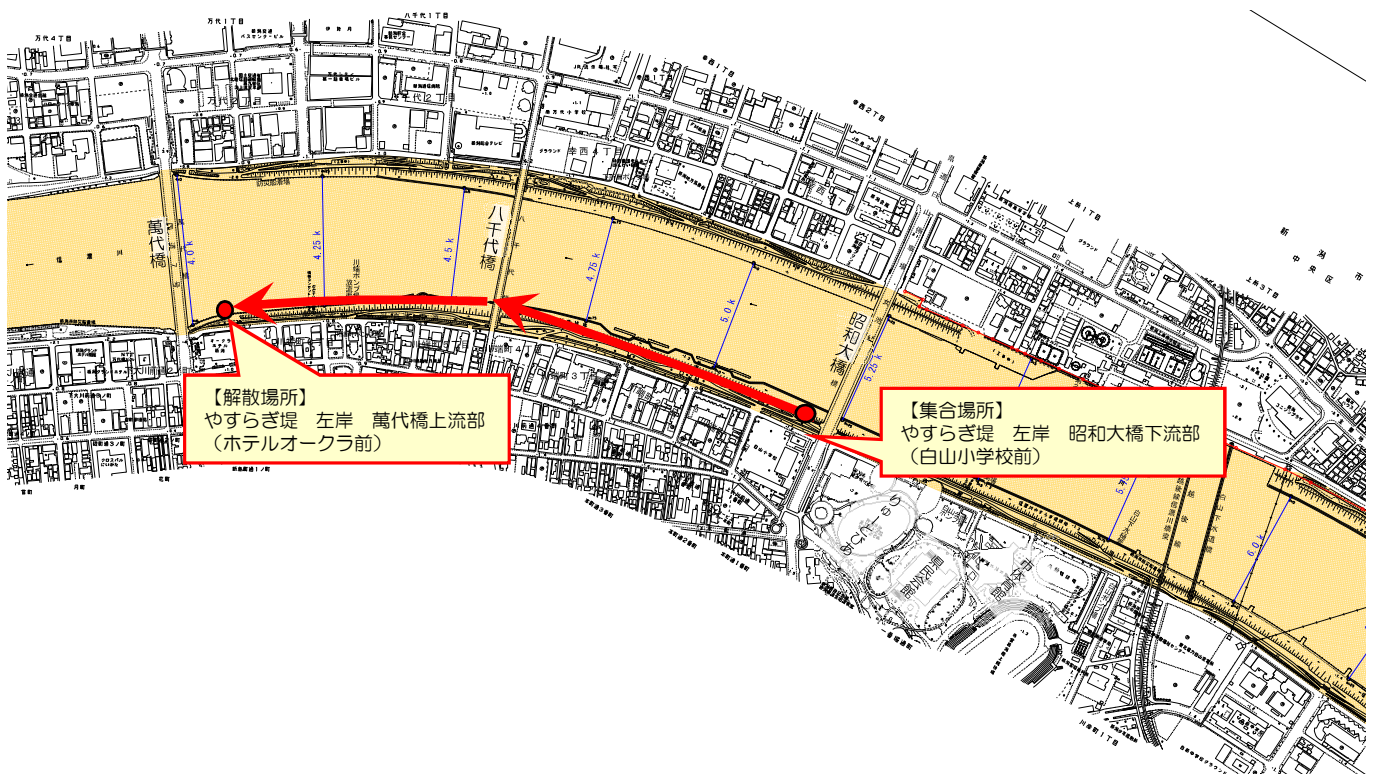
点検施設一覧

	管轄	点検場所	集合場所 (住所)	点検実施時間	点検実施者(予定)
6月24日	関屋出張所	①やすらぎ堤	やすらぎ堤左岸 (昭和大橋左岸～万代橋左岸) 【参考図-1】	9:15～10:25	新潟市中央区 信濃川下流河川事務所
		②関屋浜	関屋浜海水浴場 駐車場 (新潟市中央区窪田町地先・新潟青陵大学裏) 【参考図-2】	11:00～11:45	新潟市中央区 信濃川下流河川事務所
		③小針浜	ゆうやけ小針駐車場 (新潟市西区上新米町地先) 【参考図-3】	13:15～13:45	新潟市西区 信濃川下流河川事務所
		④信濃バレー 親水レクリエーション広場	信濃バレー親水レクリエーション広場 (新潟市秋葉区大秋) 【参考図-4】	14:15～15:00	新潟市秋葉区 信濃川下流河川事務所
6月29日	三条出張所	⑤三条・燕総合グラウンド	三条・燕総合グラウンド駐車場 (三条市上須頃地内) 【参考図-5】	10:00～10:45	燕市 信濃川下流河川事務所
		⑥市民憩いの広場 (三条防災ステーション)	三条市水防学習館前 (三条市上須頃地先) 【参考図-6】	11:00～11:45	三条市 信濃川下流河川事務所
		⑦六ノ町緑地公園	六ノ町緑地公園駐車場 (三条市本町6-15) 【参考図-7】	13:00～13:45	三条市 信濃川下流河川事務所

点検日：R2年6月24日（水） 河川における安全利用点検

参考図-1

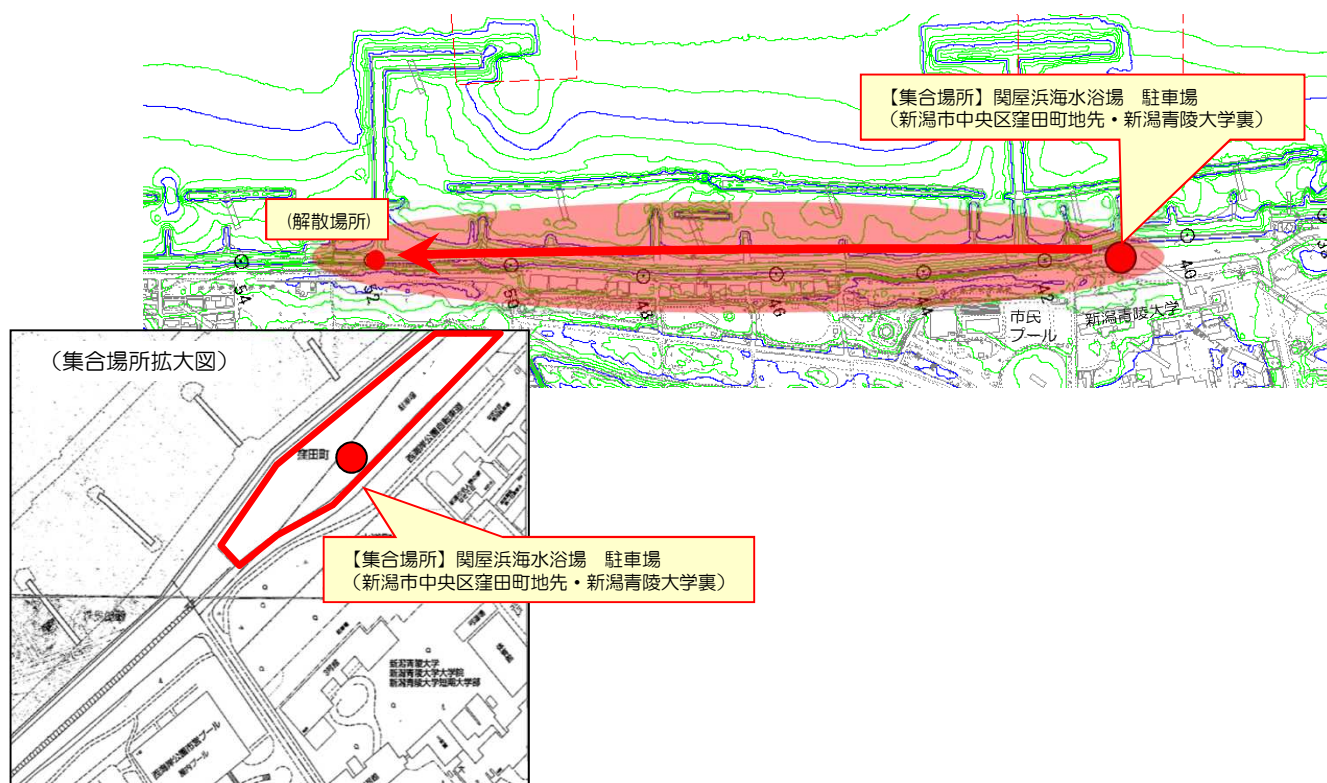
【点検場所】①やすらぎ堤左岸（昭和大橋左岸～万代橋左岸） 占用者：中央区



点検日：R2年6月24日（水） 海岸における安全利用点検

参考図－2

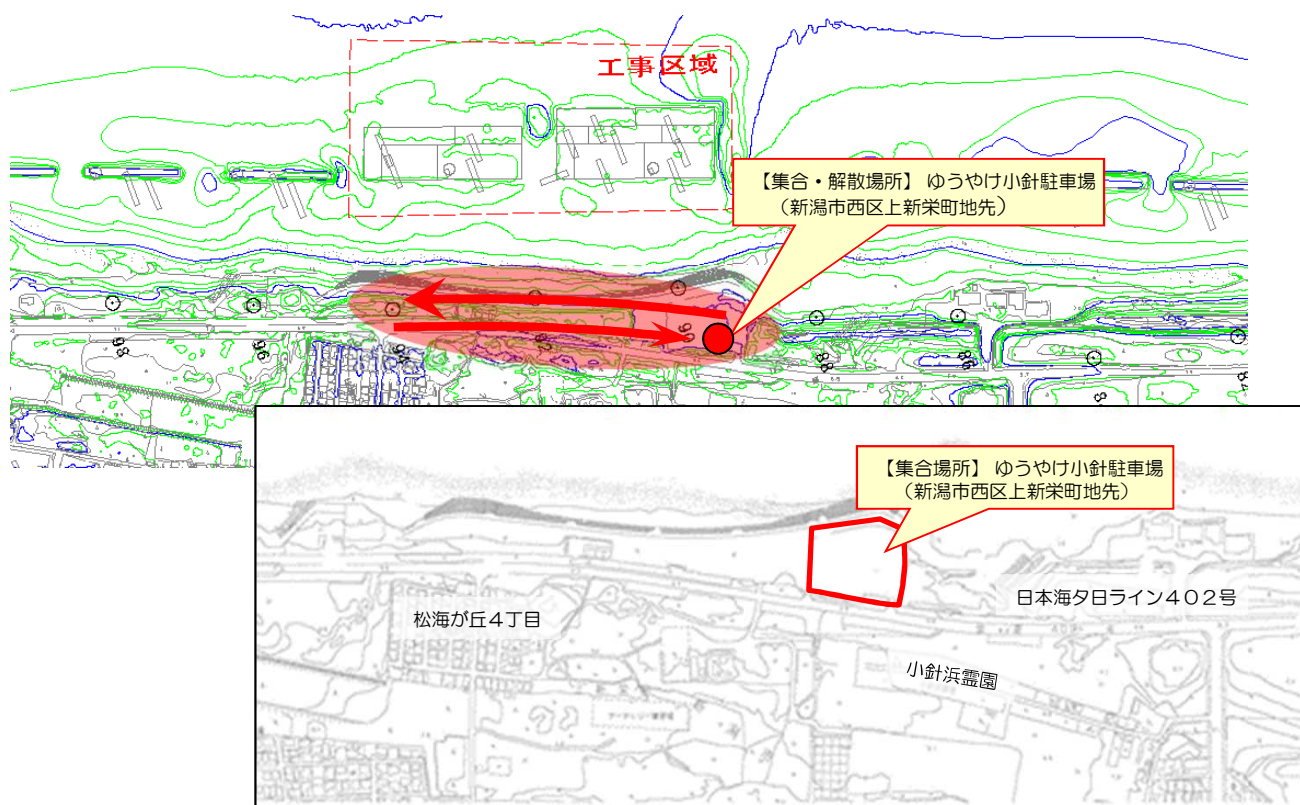
【点検場所】 ②関屋浜海水浴場 占有者：中央区



点検日：R2年6月24日（水） 海岸における安全利用点検

参考図－3

【点検場所】 ③小針浜海水浴場 占有者：西区



点検日：R2年6月24日（水） 河川における安全利用点検

参考図－４

【点検場所】

④信濃バレー親水レクリエーション広場 占有者：秋葉区

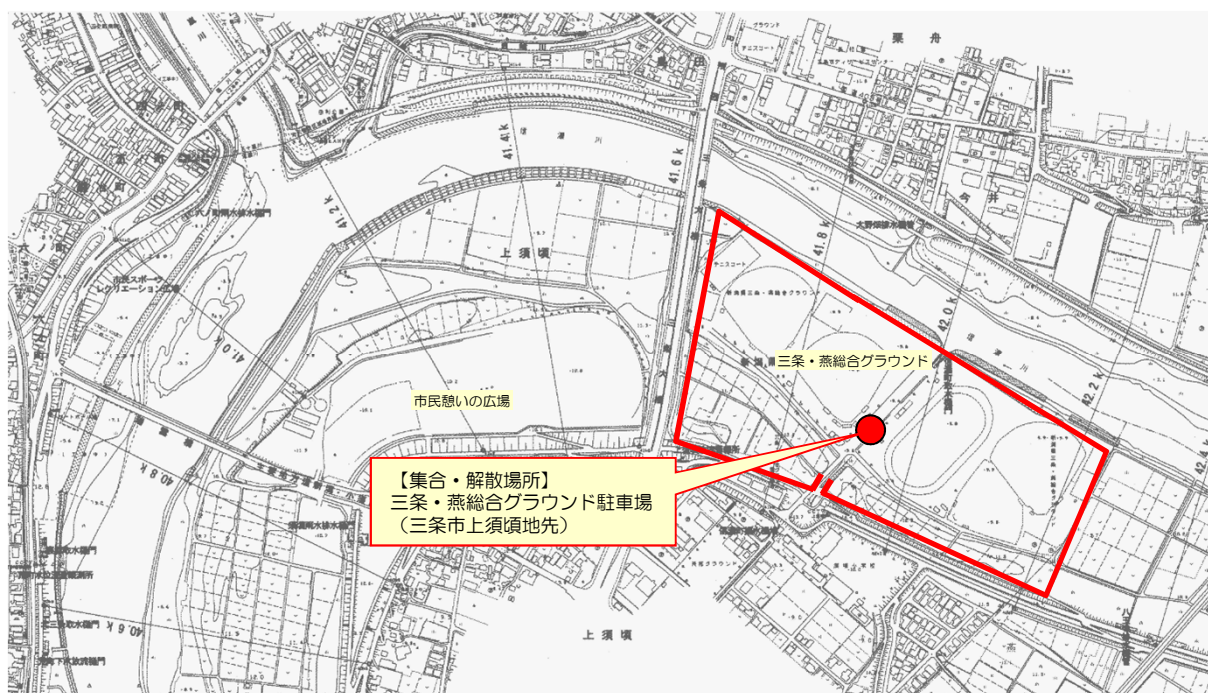


点検日：R2年6月29日（月） 河川における安全利用点検

参考図－５

【点検場所】

⑤三条・燕総合グラウンド 占有者：燕市（R2～4）



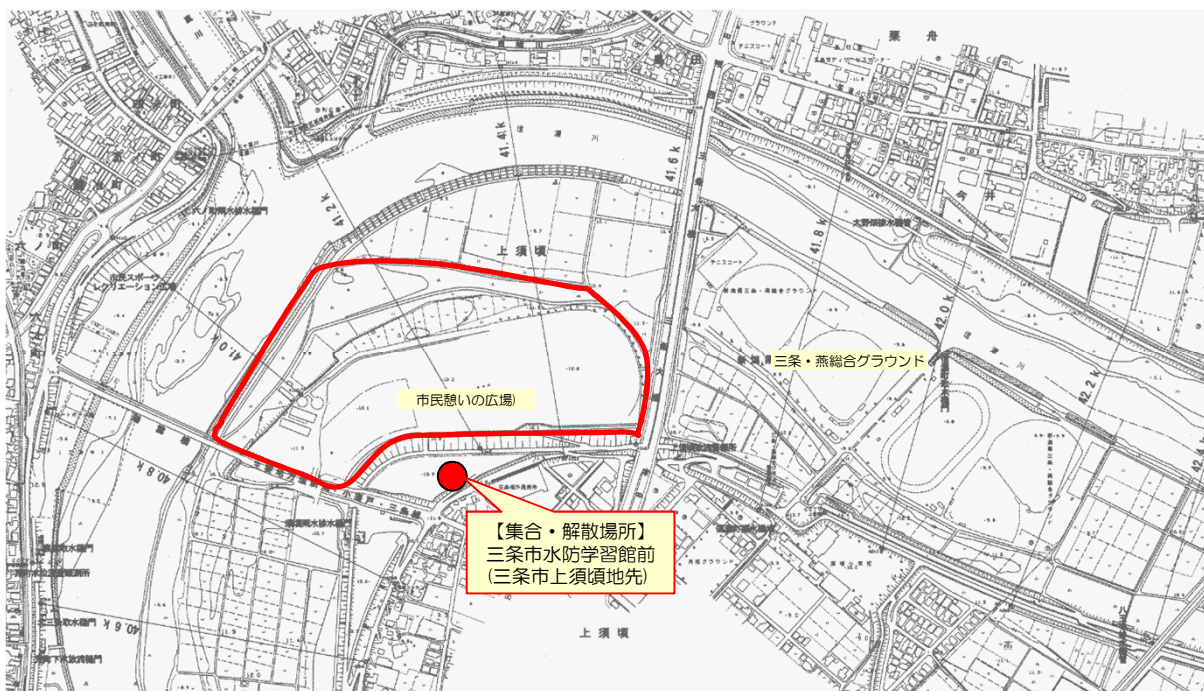
点検日：R2年6月29日（月）

河川における安全利用点検

参考図－6

【点検場所】

⑥市民憩いの広場（三条防災ステーション） 占有者：三条市



点検日：R2年6月29日（月）

河川における安全利用点検

参考図－7

【点検場所】

⑦六ノ町緑地公園 占有者：三条市

